

学 業 に 関 す る 事 項(1)

[対象：2025年度末修入学者]

I 教育課程および課程の修了要件

1. 単位制

法務研究科（以下「本研究科」という。）においては、原則として毎週1回（50分）、15週の授業（講義、演習および実習）に対して1単位が与えられます。

なお、単位の修得にあたっては、授業時間外における所定の時間（自習時間）を学修することおよび当該授業科目に課された試験または審査に合格することが必要となります。

2. 修了要件

(1) 授業科目群および各区分の修了に必要な単位数

本研究科を修了するために、本研究科に3年（標準修業年限）以上在学し、次の要件(a)(b)をともに満たすことが必要です。

(a) 所定の単位数（93単位）以上を修得していること。

(b) 修了判定時のGPAが2.00以上であること（法学既修者の履修免除科目として単位認定された科目は除く）。

なお、修了に必要な所定の単位については、以下のとおりです。

要件を満たさなかった場合、当該学生は本研究科の課程を修了することができず、翌年度も3年次に留まることになります（原級留置学生）。その場合、3年次配当の必修科目は、SまたはAの成績評価を得ている科目を除いて、再度履修することが必要となり、成績評価も改めて行われ、その後、改めて修了判定を行います。また、原級留置学生が、翌年度末においても、なお、修了に必要な要件を満たさなかった場合は、除籍となります（P.69 参考3参照）。

(単位)

			1 年次	2 年次	3 年次	修了要件		
						小区分単位	大区分単位	合計単位
〔1〕 法律基本 科目群	公法系	必修	4 *	8	－	12	56	93
		選択	－					
	民事系	必修	18 *	11	1	30		
		選択	－					
	刑事系	必修	7 *	6	1	14		
		選択	－					
総合系	選択							
〔2〕 実務基礎科目群		必修	－	5	1	6	10	
		選択必修	4			4		
〔3〕 基礎法学・ 外国法・隣接科目群		選択必修	4			4	4	
〔4〕 展開・先端科目群		選択必修	－	4		4	12	
		選択	－					
年次別最低履修単位			29	64		修了に必要な最低修得単位		93
年次別最高履修単位			36	36	44	修業年限までに履修できる最高履修単位		116

(注1) 法学既修者は、1年間に在学し、*印の合計29単位を修得したものとみなします。

(注2) 「年次別最高履修単位」の取扱いについては、詳細をP.34の「履修登録上の留意事項」で確認してください。

(注3) 2年次にエクスターンシップまたはStudy Abroad Programを履修する場合のみ、2年次の年次別最高履修単位（36単位）に2単位まで上乗せすることができます。

(注4) 各科目群の修了に必要な単位に加え、11単位を修得することが、修了に必要なです。

(2) 1年次から2年次への進級要件

1年次から2年次に進級するためには、次の要件 (a) (b) (c) のすべてを満たすことが必要です。

- (a) 1年次配当の必修科目のすべてを履修登録していること。
- (b) 1年次配当の必修科目についてのGPAが2.00以上であること。
- (c) 共通到達度確認試験の割合（共通到達度確認試験の合計点をもとに全受験者を上位から下位に順に並べた場合に、当該学生が全受験者の中で上位何パーセントの位置にあるかを示した数値）が上位60.0%以内であること。

なお、やむを得ない事由により共通到達度確認試験を受験できなかったものと研究科長が認めた場合においては、研究科長が相当と認めた方法による追試験を受験しなければいけません。この場合、1年次から2年次に進級するためには、上記の要件 (a) および (b) を満たすことが必要ですが、さらに、当該追試験の成績が考慮されて、進級の可否が決められます。

上記の要件により進級が不可となった学生は、翌年度も1年次に留まることになります（原級留置学生）。その場合、1年次配当の必修科目は、SまたはAの成績評価を得ている科目を除いて、再度履修することが必要となり、成績評価も改めて行われます。

また、原級留置学生が、翌年度末においても、なお、進級に必要な要件を満たさなかった場合は、除籍となります（P. 69 [参考3](#)参照）。

(3) 2年次から3年次への進級要件

2年次から3年次に進級するためには、次の要件(a) (b)をとともに満たすことが必要です。

- (a) 2年次配当の必修科目のすべて（ただし、履修前提要件等により履修することができない科目を除く）を履修登録していること。
- (b) 2年次配当の必修科目（法曹倫理 I および選択必修科目として配当されているものならびに履修前提要件等により履修することができない科目を除く。また、入学時に行政法の単位を修得したものとみなされている場合は行政法も除く）についてのGPAが2.00以上であること。

上記要件 (a) (b) のいずれかまたは双方の要件を満たさなかった場合、当該学生は、翌年度も2年次に留まることになります（原級留置学生）。その場合、2年次配当の必修科目は、SまたはAの成績評価を得ている科目を除いて、再度履修することが必要となり、成績評価も改めて行われます。

また、原級留置学生が、翌年度末においても、なお、進級に必要な要件を満たさなかった場合は、除籍となります（P. 69 [参考3](#)参照）。

Ⅱ 修業年限

本研究科の課程の標準修業年限は3年です。

Ⅲ 在学できる年数

- ① 本研究科に在学できる年数は、通算して5年（法学既修者は4年）を限度とします。
- ② 留学の期間は、在学できる年数に算入されます。ただし、留学期間が2年を超える場合は、法務研究科教授会の承認を得て、在学できる年数を1年を限度に延長することができます。

Ⅳ 授与される学位

本研究科の課程を修了した者には、法務博士（専門職）の学位が授与されます。

Ⅴ 履修

1. 各科目群における履修方法

修了に必要な単位の修得については、入学年度の履修要項に記載された履修条件に則って計画を立ててください。

授 業 科 目 一 覧

		1 年 次		2 年 次		3 年 次		修了要件							
		科 目	単 位	科 目	単 位	科 目	単 位	小 区 分 単 位	大 区 分 単 位	合 計 単 位					
〔1〕 法律基本科目群	公法系	憲法Ⅰ 憲法Ⅱ	3 1	行政法	2			12 単位必修	56 単位	修了に必要な単位93単位					
				公法総合Ⅰ	2										
				公法総合Ⅱ	3										
				1群特講A	1										
					1群特講B 1群特講C		1 2	選択							
	民事系	民法Ⅰ 民法Ⅱ 民法Ⅲ 民法Ⅳ 民法Ⅴ 民法Ⅵ 会社法 民事訴訟法	2 2 2 2 2 2 3 3	民事法総合ⅠA	2	民事法総合Ⅳ	1	30 単位必修							
				民事法総合ⅠB	2										
				民事法総合Ⅱ	3										
				民事法総合Ⅲ	3										
				1群特講A	1										
				1群特講B 1群特講C 商法総則・商行為法 手形法・小切手法				1 2 1 1			選択				
				刑事系	刑法Ⅰ 刑法Ⅱ 刑事訴訟法			3 1 3			刑事法総合Ⅰ	3	刑事法総合Ⅲ	1	14 単位必修
											刑事法総合Ⅱ	2			
	1群特講A	1													
	1群特講B 1群特講C		1 2			選択									
	総合系	基礎演習＊ 生活紛争と法＊	1 2	1群特講B			1	選択							
〔2〕 実務基礎科目群			民事訴訟実務の基礎	2	法曹倫理Ⅱ	1	6 単位必修	10 単位							
			刑事訴訟実務の基礎	2											
			法曹倫理Ⅰ	1											
		法情報調査＊	1	法文書作成 ローヤリング 模擬裁判 エクスターンシップ リーガル・クリニック		1 1 1 2 1	4 単位選択必修								
〔3〕 基礎法学・外国法・隣接科目群	英米法総論	2	法哲学	2			4 単位選択必修	4 単位							
			法社会学	2											
			比較法文化論	2											
			比較契約法	2											
			英米公法	2											
			英米契約法	2											
			ヨーロッパ法	2											
			西洋法制史	2											
			日本法制史	2											
			東洋法制史	2											
	3群特講Ⅰ	1													
3群特講Ⅱ	2														
	Foreign Law Seminar			1											
	Study Abroad Program			2											

〔4〕展開・先端科目群		<2～3年次配当科目>	<3年次配当科目>	4単位選択必修	12単位	修了に必要な単位93単位
		【知的財産法分野】 知的財産法Ⅰ（総論・商標法等）2 知的財産法Ⅱ（著作権法）2 知的財産法Ⅲ（特許法）2 【労働法分野】 労働法Ⅰ（基礎）2 労働法Ⅱ（応用）2 【租税法分野】 租税法Ⅰ（基礎理論・個人課税）2 租税法Ⅱ（企業課税）2 【倒産法分野】 倒産処理法Ⅰ2 倒産処理法Ⅱ2 【経済法分野】 経済法Ⅰ（基礎）2 経済法Ⅱ（応用）2 【国際関係法（公法系）分野】 国際法Ⅰ（基礎）2 国際法Ⅱ（応用）2 国際人権法2 国際経済法2 【国際関係法（私法系）分野】 国際私法Ⅰ2 国際私法Ⅱ2 国際取引法2 【環境法分野】 環境法Ⅰ（総論）2 環境法Ⅱ（各論）2	エンタテインメント/スポーツと法2 労働法Ⅲ（実務）2 国際租税法2 事業再生法2 			

注1）各科目群の修了に必要な単位に加え、11単位を修得することが、修了に必要です。

注2）2年次にエクスターンシップまたはStudy Abroad Programを履修する場合のみ、2年次の年次別最高履修単位（36単位）に2単位まで上乗せすることができます。

注3）*の科目は、1年次のみ履修することができます。

注4）入学時に行政法の単位を修得したものとみなされている場合は、本学での行政法の履修は免除されます。

注5）原級留置や休学等で複数年に渡って同一学年に留まる場合、年次別最高履修単位は在籍年次ではなく年度毎に算定するものとします。

学 業 に 関 す る 事 項(1)

〔対象：2025年度既修入学者〕

I 教育課程および課程の修了要件

1. 単位制

法務研究科（以下「本研究科」という。）においては、原則として毎週1回（50分）、15週の授業（講義、演習および実習）に対して1単位が与えられます。

なお、単位の修得にあたっては、授業時間外における所定の時間（自習時間）を学修することおよび当該授業科目に課された試験または審査に合格することが必要となります。

2. 修了要件

(1) 授業科目群および各区分の修了に必要な単位数

本研究科を修了するために、本研究科に3年（標準修業年限）以上在学し、次の要件(a)(b)をともに満たすことが必要です。

(a) 所定の単位数（93単位）以上を修得していること。

(b) 修了判定時のGPAが2.00以上であること（法学既修者の履修免除科目として単位認定された科目は除く）。

なお、修了に必要な所定の単位については、以下のとおりです。

要件を満たさなかった場合、当該学生は本研究科の課程を修了することができず、翌年度も3年次に留まることになります（原級留置学生）。その場合、3年次配当の必修科目は、SまたはAの成績評価を得ている科目を除いて、再度履修することが必要となり、成績評価も改めて行われ、その後、改めて修了判定を行います。また、原級留置学生が、翌年度末においても、なお、修了に必要な要件を満たさなかった場合は、除籍となります（P.69 [参考3](#)参照）。

（単位）

			1 年次	2 年次	3 年次	修了要件		
						小区分単位	大区分単位	合計単位
〔1〕 法律基本 科目群	公法系	必修	4 *	8	－	12	56	93
		選択	－					
	民事系	必修	18 *	11	1	30		
		選択	－					
	刑事系	必修	7 *	6	1	14		
総合系	選択	－						
〔2〕 実務基礎科目群		必修	－	5	1	6	10	
		選択必修	4		4			
〔3〕 基礎法学・ 外国法・隣接科目群		選択必修	4			4	4	
〔4〕 展開・先端科目群		選択必修	－	4		4	12	
		選択	－					
年次別最低履修単位			29	64		修了に必要な最低修得単位		93
年次別最高履修単位			36	36	44	修業年限までに履修できる最高履修単位		116

〔注1〕法学既修者は、1年間に在学し、*印の合計29単位を修得したものとみなします。

〔注2〕「年次別最高履修単位」の取扱いについては、詳細をP.34の「履修登録上の留意事項」で確認してください。

〔注3〕2年次にエクステンションまたはStudy Abroad Programを履修する場合のみ、2年次の年次別最高履修単位（36単位）に2単位まで上乗せすることができます。

〔注4〕各科目群の修了に必要な単位に加え、11単位を修得することが、修了に必要なです。

(2) 2年次から3年次への進級要件

2年次から3年次に進級するためには、次の要件(a)(b)をともに満たすことが必要です。

- (a) 2年次配当の必修科目のすべて（ただし、履修前提要件等により履修することができない科目を除く）を履修登録していること。
- (b) 2年次配当の必修科目（法曹倫理Ⅰおよび選択必修科目として配当されているものならびに履修前提要件等により履修することができない科目を除く。また、入学時に行政法の単位を修得したものとみなされている場合は行政法も除く）についてのGPAが2.00以上であること。

上記要件(a)(b)のいずれかまたは双方の要件を満たさなかった場合、当該学生は、翌年度も2年次に留まることになります（原級留置学生）。その場合、2年次配当の必修科目は、SまたはAの成績評価を得ている科目を除いて、再度履修することが必要となり、成績評価も改めて行われます。

また、原級留置学生が、翌年度末においても、なお、進級に必要な要件を満たさなかった場合は、除籍となります（P.69 [参考3](#)参照）。

Ⅱ 修業年限

本研究科の課程の標準修業年限は3年です（ただし、法学既修者については、入学時点で1年間在学したものとみなされるので、入学後2年となります）。

Ⅲ 在学できる年数

- ① 本研究科に在学できる年数は、通算して5年（法学既修者は4年）を限度とします。
- ② 留学の期間は、在学できる年数に算入されます。ただし、留学期間が2年を超える場合は、法務研究科教授会の承認を得て、在学できる年数を1年を限度に延長することができます。

Ⅳ 授与される学位

本研究科の課程を修了した者には、法務博士（専門職）の学位が授与されます。

Ⅴ 履修

1. 各科目群における履修方法

修了に必要な単位の修得については、入学年度の履修要項に記載された履修条件に則って計画を立ててください。

(1) 法律基本科目群（最低56単位必修）

- ① 必修科目は、クラスを指定して開講します。指定されたクラス以外の授業は履修できません。
- ② 1年次配当科目「基礎演習」、「生活紛争と法」は、2年次以上の者は履修することができません。
- ③ 「特講」科目（1群特講BおよびC）は、テーマが異なれば、複数講座を履修することができます。

※履修前提要件

法律基本科目群の各必修科目については、1年次必修科目（29単位）および2年次必修科目の行政法（2単位）を【基礎科目】、行政法（2単位）を除く2・3年次必修科目（25単位）を【応用科目】とし、体系的に履修し、単位を修得することが求められます。ただし、法学既修者は、既に29単位〔1年次配当の必修法律基本科目〕を修得したものとみなされるため、【基礎科目】については、2年次必修科目の行政法（2単位）のみ修得することが求められます（ただし、入学時に行政法の単位を修得したものとみなされている者を除く）。したがって、各専門分野の授業科目について、上級年次の履修にあたっては、下級年次に配当される科目の単位を修得していることを前提とする「履修前提要件制」を採用します。下級年次配当科目の単位を正規の配当年次で修得できない場合、標準修業年限で修了することができなくなる場合がありますので、体系的に履修・修得するよう心がけてください。

授 業 科 目 一 覧

		1 年 次		2 年 次		3 年 次		修了要件		
		科 目	単 位	科 目	単 位	科 目	単 位	小 区 分 単 位	大 区 分 単 位	合 計 単 位
〔1〕 法律基本科目群	公法系	憲法Ⅰ 憲法Ⅱ	3 1	行政法 公法総合Ⅰ 公法総合Ⅱ 1群特講A	2 2 3 1			12 単位必修		
				1群特講B 1群特講C			1 2	選択		
	民事系	民法Ⅰ 民法Ⅱ 民法Ⅲ 民法Ⅳ 民法Ⅴ 民法Ⅵ 会社法 民事訴訟法	2 2 2 2 2 2 3 3	民事法総合ⅠA 民事法総合ⅠB 民事法総合Ⅱ 民事法総合Ⅲ 1群特講A	2 2 3 3 1	民事法総合Ⅳ	1	30 単位必修		
				1群特講B 1群特講C 商法総則・商行為法 手形法・小切手法			1 2 1 1	選択		
	刑事系	刑法Ⅰ 刑法Ⅱ 刑事訴訟法	3 1 3	刑事法総合Ⅰ 刑事法総合Ⅱ 1群特講A	3 2 1	刑事法総合Ⅲ	1	14 単位必修		
				1群特講B 1群特講C			1 2	選択		
	総合系	基礎演習＊ 生活紛争と法＊	1 2	1群特講B			1	選択		
〔2〕 実務基礎科目群				民事訴訟実務の基礎 刑事訴訟実務の基礎 法曹倫理Ⅰ	2 2 1	法曹倫理Ⅱ	1	6 単位必修		
		法情報調査＊	1	法文書作成 ローヤリング 模擬裁判 エクスターンシップ リーガル・クリニック			1 1 1 2 1	4 単位選択必修	10 単位	
〔3〕 基礎法学・外国法・隣接科目群		英米法総論	2	法哲学 法社会学 比較法文化論 比較契約法 英米公法 英米契約法 ヨーロッパ法 西洋法制史 日本法制史 東洋法制史 3群特講Ⅰ 3群特講Ⅱ	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 2			4 単位選択必修	4 単位	
		Foreign Law Seminar Study Abroad Program			1 2					

修了に必要な単位93単位

既修入学者

〔4〕展開・先端科目群		<2～3年次配当科目> 【知的財産法分野】 知的財産法Ⅰ（総論・商標法等）2 知的財産法Ⅱ（著作権法）2 知的財産法Ⅲ（特許法）2 【労働法分野】 労働法Ⅰ（基礎）2 労働法Ⅱ（応用）2 【租税法分野】 租税法Ⅰ（基礎理論・個人課税）2 租税法Ⅱ（企業課税）2 【倒産法分野】 倒産処理法Ⅰ2 倒産処理法Ⅱ2 【経済法分野】 経済法Ⅰ（基礎）2 経済法Ⅱ（応用）2 【国際関係法（公法系）分野】 国際法Ⅰ（基礎）2 国際法Ⅱ（応用）2 国際人権法2 国際経済法2 【国際関係法（私法系）分野】 国際私法Ⅰ2 国際私法Ⅱ2 国際取引法2 【環境法分野】 環境法Ⅰ（総論）2 環境法Ⅱ（各論）2	<3年次配当科目> エンタテインメント/スポーツと法2 労働法Ⅲ（実務）2 国際租税法2 事業再生法2	4単位選択必修	12単位	修了に必要な単位93単位			
		【公法発展科目】 政策形成と法2 【民事法発展科目】 民事執行保全法2 【刑事法発展科目】 犯罪被害・犯罪心理と法2 少年法2 経済刑法2 【総合発展科目】 IT社会と法2 ジェンダーと法1	実務行政訴訟2 現代不動産法2 現代担保法2 裁判外紛争解決制度2 矯正と法2 社会保障法2 医療と法2 消費者法2				選択		
		4群特講Ⅰ1 4群特講Ⅱ2 テーマ演習Ⅰ1 テーマ演習Ⅱ2 研究特論(リサーチ・ペーパー)4							
	年次別最低履修単位	29単位	64単位					93単位	
	年次別最高履修単位	36単位	36単位					44単位	修業年限までに履修できる最高履修単位116単位

注1）各科目群の修了に必要な単位に加え、11単位を修得することが、修了に必要です。

注2）2年次にエクスターンシップまたはStudy Abroad Programを履修する場合のみ、2年次の年次別最高履修単位（36単位）に2単位まで上乗せすることができます。

注3）*の科目は、1年次のみ履修することができます。

注4）入学時に行政法の単位を修得したものとみなされている場合は、本学での行政法の履修は免除されます。

注5）原級留置や休学等で複数年に渡って同一学年に留まる場合、年次別最高履修単位は在籍年次ではなく年度毎に算定するものとします。

既
修
入
学
者